

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十一年大蔵省令第十二号)

改正法	現行
<p>(監査証明に相当すると認められる証明)</p> <p>第一条の二 法第九十三條の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和二十三年法律第百二号)第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。)(から外国会社等財務書類(同法第三十四條の三五第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。)(について同法第二条第一項に定める業務に相当する業務の提供を受けることにより、監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合とする。</p> <p>(監査証明を受けることを要しない旨の承認)</p> <p>第一条の三 前条各号に規定する書類を提出する会社(指定法人を含む。以下同じ。)(が法第九十三條の二第一項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等(開示府令第二十条(第三項を除く。)(又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。)(に提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>第一条の二 前条各号に規定する書類を提出する会社(指定法人を含む。以下同じ。)(が法第九十三條の二第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等(開示府令第二十条(第三項を除く。)(又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。)(に提出しなければならない。</p>

(削る)

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第二条 法第九十三條の二第四項に規定する公認会計士(公認会計士法第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等(連結財務諸表(開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。)、中間連結財務諸表(中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。))及び四半期連結財務諸表(四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。

(の法第九十三條の二第一項の監査証明(以下「監査証明」という。))に関する場合に限る。

一・二 (略)

三 公認会計士法第二十四條の三(同法第十六條の二第六項におい

(監査証明を受けないことができる会社の範囲)

第一条の三 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。))第三十五條に規定する内閣府令で定める者は、財務諸表等規則第二百二十七條第一項、第二項又は第五項ただし書の適用を受ける財務諸表について公認会計士又は監査法人に相当する者により法第九十三條の二第一項の監査証明(以下「監査証明」という。))に相当すると認められる証明を受けた者とする。

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第二条 法第九十三條の二第三項に規定する公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。))に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等(連結財務諸表(開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。))、中間連結財務諸表(中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。))及び四半期連結財務諸表(四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。

(の監査証明に関する場合に限る。)

一・二 (略)

三 公認会計士法第二十四條の三(同法第十六條の二第六項におい

て準用する場合を含む。()の規定により同法第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務を行つてはならない場合

四六 (略)

2 法第九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。

一 (略)

二 公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第一項の業務を行つてはならない場合

三五 (略)

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第九条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 (略)

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第九条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第九条第七号に規定する関

て準用する場合を含む。()の規定により同法第二十四条の三に規定する監査関連業務を行つてはならない場合

四六 (略)

2 法第九十三条の二三項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。

一 (略)

二 公認会計士法第三十四条の十一の二において準用する同法第二十四条の二の規定により同法第二条第一項の業務を行つてはならない場合

三五 (略)

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第八条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 (略)

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第八条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第八条第七号に規定する関

係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一〇三 (略)

2〇14 (略)

(監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三條の二第六項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は四半期レビュー(以下「監査等」という。)の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一條各号に規定する書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

2 (略)

(監査証明に関する書類の財務局長等の受理)

第五條の二 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第三十九條第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前條第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書とする。

(法令違反等事実の通知)

第七條 監査証明を行うに当たり特定発行者(法第九十三條の二第一項に規定する特定発行者をいう。次條において同じ。)における法令違反等事実(法第九十三條の三第一項に規定する法令違反等事実をいう。)を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の

一〇三 (略)

2〇14 (略)

(監査概要書等の提出)

第五條 公認会計士又は監査法人は、法第九十三條の二第五項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は四半期レビュー(以下「監査等」という。)の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一條各号に規定する書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

2 (略)

(監査証明に関する書類の財務局長等の受理)

第五條の二 令第三十九條第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前條第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書とする。

(新設)

内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を記載した書面をもつて、当該特定発行者に通知しなければならない。

(意見の申出手続)

第八条 法第九十三條の三第二項の申出をしようとする公認会計士又は監査法人は、次に掲げる事項を記載した書面を、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 特定発行者の商号又は名称
- 三 法第九十三條の三第一項の規定による通知を行った日
- 四 意見の要旨
- 五 意見の内容（法第九十三條の三第二項第一号の事項及び同項第二号の事項の別に記載すること。）

(新設)